

多可中学校 P T A 規約（案）

【第一章 名称及び事務所】

第 1 条 本会は、多可中学校 P T A と称し、事務所を多可中学校におく。

【第二章 目的及び活動】

第 2 条 本会は、保護者と教職員が協力して、家庭・学校・社会における、生徒の健全な成長を図ることを目的とする。

第 3 条 本会は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) 会員の教養を高め、よい保護者、信頼される教職員となるように努める。
- (2) 子どもの幸福を守るために、家庭と学校が緊密に生徒を指導する。
- (3) 地域の教育活動を盛んにし、生徒の生活環境をよくする。
- (4) その教育振興上の必要な事項を行う。

【第三章 方針】

第 4 条 本会は、教育を本旨とする民主的団体として次の方針に従って活動する。

- 1 生徒の教育並びに福祉のために活動する他の団体及び機関と協力する。
- 2 特定の政党・宗教に偏ることなく、また、もっぱら営利を目的とするような行為は行わない。
- 3 本会、または、本会の役員の名で公私の選挙の候補者を推薦しない。
- 4 学校の人事、その他管理に干渉しない。

【第四章 会員】

第 5 条 本会の会員は、多可中学校生徒の保護者と、多可中学校に勤務する教職員とする。

第 6 条 会員は、会費を納入する。

第 7 条 会員は、すべて平等の義務と権利を有する。

【第五章 会計】

第 8 条 本会の経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもってあてる。

第 9 条 本会の会費の額は代表委員会において決定し、総会の承認を得るものとする。

第10条 本会の経理は、総会において議決された予算に基づいて行われる。

第11条 本会の決算は、会計監査を経て総会に報告し承認を得なければならない。

第12条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

【第六章 会計監査】

第13条 本会の経理を監査するため、2名の会計監査をおく。

第14条 本会の決算は会計監査を経て総会に報告され、承認を得なければならない。

第15条 会計監査委員の任期は、原則として1年とする。ただし再任を妨げない。

【第七章 役員】

第16条 本会に、役員をおく。

○会 長 1名

○副会長 若干名

○会 計 2名（保護者1名 教職員1名）

○書 記 1名

○顧 問 若干名

○会計監査 2名

◇地区代表委員

1 地区代表委員は、中区は5つの郷から、加美区は8つの部を4つに分けたものから、八千代区は3つの旧小学校区から選出する。

2 選出する人数は以下のとおりとする。

3 生徒数が30名未満の場合は1名、30名以上の場合は2名、60名以上の場合は3名とする。

〈中区〉

○荒田郷（門前、安楽田、東山、田野口）

○高田郷（牧野、鍛冶屋、間子、岸上、天田）

○天神郷（高岸、奥中、茂利、中村町）

○稻荷郷（安坂、糶屋、坂本、曾我井、森本）

○安田郷（西安田、中安田、東安田）

〈加美区〉

○1・2部（山寄上・鳥羽、清水、轟、山口、西山、丹治）

- 3・4部（市原、大袋、三谷、門村、箸荷、杉原、奥豊部、観音寺）
- 5・6部（豊部、熊野部、岩座神・棚釜、多田）
- 7・8部（寺内、西脇、山野部、奥荒田、的場）

〈八千代区〉

- 旧北小校区（大屋、坂本、中村、横屋、下村、門田）
- 旧南小校区（赤坂、俵田、中野間 [川西・片瀬・花の宮・三室]、仕出原、下野間 [本村、藪田・保木、野田・野口]、下三原）
- 旧西小校区（柳山寺、中三原、上三原）

第17条 役員の仕事は次のとおりとする。

- （1）会長は本会を代表し、会務を総括する。
- （2）副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- （3）地区代表委員は、各部に所属し、会務の運営に当たる。
- （4）書記は本会の庶務を処理する。
- （5）会計は本会の会計事務を処理する。
- （6）監査委員は必要に応じ会計監査を行う。
- （7）役員会は、監査委員・顧問を除く役員によって構成し、会務について協議決定するとともに、重要案件については総会に原案を提案する。

第18条 役員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

第19条 役員の選出は次の方法による。

- （1）会長・副会長・監査委員は、選考委員会の報告に基づき、代表委員会において選出し、総会の承認を得るものとする。
- （2）地区代表委員は、原則として各地区から選出する。
- （3）書記は学校職員より、会長がこれを委嘱する。
- （4）会計は代表委員会において推薦し、会長がこれを委嘱する。
- （5）顧問は会長がこれを委嘱する。

◇選考委員会

- 1 選考委員会は、当該年度の地区代表委員の中から互選によって選出された6名

で構成し、内1名を選考委員長とする。また、一度選考委員を務めたものは再任されない。

- 2 選考委員会は次年度の副会長・監査委員の候補者を選考し、その結果を代表委員会に報告する。
- 3 選考委員会は、次年度の総会での役員承認をもって解散する。

【第八章 会議】

第20条 本会の会議は、次のとおりとする。

- (1) 総会
- (2) 総務会
- (3) 専門部会

第21条 総会は、毎年年度はじめに開催する。但し、会長が必要と認めたときは、臨時総会を開くことができる。

2 総会は、本会の最高決議機関であって、次の事項を行う。

- (1) 規約の改定に関する承認
- (2) 事業の計画及び報告の承認
- (3) 予算及び決算の報告の確認
- (4) 会長・副会長・会計の承認
- (5) その他必要な事項

第22条 総会の議案は、出席者の過半数で決定する。

第23条 総務会は会長・副会長・会計・書記及び各専門正副部長ならびに校長・教頭をもって構成する。

第24条 総務会は、必要に応じて会長が招集し、本会の企画運営に関する事項を審議する。

【第九章 専門部会】

第25条 本会に次の専門部会を設け、会の運営にあたる。

- (1) 研修部
- (2) 広報部
- (3) 愛護部

第26条 各部会は、役員の互選により部長1名、副部長2名（うち1名は教職員）を選出する。

2 部会は、必要に応じて部長が招集することができる。

【第十章 細則】

第27条 本会の運営に関する必要な細則及び規定は、この規約に反しない限りにおいて役員会の決議を経て定めることができる。

2 役員会は、細則及び規定を制定または改廃した場合、その結果を次期総会において報告しなければならない。